東京都肝臟専門医療機関指定要領

平成 19 年 7 月 10 日 19 福保保疾第 605 号 平成 24 年 10 月 1 日 24 福保保疾第 994 号 改正 令和 3 年 5 月 31 日 3 福保保疾第 404 号

(目的)

第1 この要領は、東京都肝炎診療ネットワーク事業実施要綱(平成19年7月 10日19福保保疾第604号。以下「要綱」という。)第3第2項に基づき、 東京都肝臓専門医療機関(以下「肝臓専門医療機関」という。)の指定に関し 必要な事項を定める。

(要件)

第2 肝臓専門医療機関の要件は、日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、 一般社団法人日本肝臓学会理事長から専門医証の交付を受けた肝臓専門医又 は委嘱を受けた指導医が在職する医療機関とする。

(指定)

- 第3 肝臓専門医療機関の指定その他の手続きは、次に定めるところによる。
 - (1) 肝臓専門医療機関の指定を受けようとする医療機関の管理者は、「東京都肝臓専門医療機関指定申請書」(別記第1号様式)により知事に申請するものとする。
 - (2) 知事は、(1) の規定による申請があった医療機関が第2に定める要件に該当すると認めるときは、肝臓専門医療機関に指定するものとする。
 - (3) 知事は、(2) の規定により肝臓専門医療機関の指定をしたときは、「東京都肝臓専門医療機関指定通知書」(別記第2号様式)により当該医療機関の管理者に対し、その旨を通知するものとする。
 - (4)(2)による指定を受けた肝臓専門医療機関の管理者は、(1)により届け出た事項に変更が生じたときは、「東京都肝臓専門医療機関届出事項変更届」 (別記第3号様式)により、知事に届け出るものとする。

- (5) 肝臓専門医療機関の管理者は、(2)による指定の取消しを申し出るときは、 あらかじめ知事に協議した上、「東京都肝臓専門医療機関指定取消申請書」(別 記第4号様式)により知事に申請するものとする。
- (6) 知事は、肝臓専門医療機関の管理者から(5) の申請があったとき又は肝臓専門医療機関が要綱第3第3項に規定する役割を担うことが困難であると認めるときは、(2) の規定による指定を取り消すことができる。
- (7) 肝臓専門医療機関の管理者は、東京都肝臓専門医療機関指定通知書を破り、 汚し、又は失ったときは「東京都肝臓専門医療機関指定通知書再交付申請書」 (別記第5号様式)により、当該肝臓専門医療機関指定書の再交付の申請を行 うことができる。
- (8) 肝臓専門医療機関の管理者は、東京都肝臓専門医療機関指定通知書を破り、 又は汚したことにより再交付の申請を行う場合は、(7)に規定する申請書に、 当該肝臓専門医療機関指定通知書を添付しなければならない。
- (9) 肝臓専門医療機関の管理者は、東京都肝臓専門医療機関指定通知書の再交付を受けた後、失った東京都肝臓専門医療機関指定通知書を発見したときは、 速やかにこれを知事に返還しなければならない。

(肝臓専門医療機関リスト)

- 第4 知事は、要綱第3第3項に規定するかかりつけ医と肝臓専門医療機関との 連携の推進に資するため、次に定めるところにより東京都肝臓専門医療機関リスト(以下「医療機関リスト」という。)を作成するものとする。
 - (1)知事は医療機関リストに、肝臓専門医療機関に関する次の事項を記載する。
 - ア 医療機関名
 - イ 所在地
 - ウ電話番号
 - エ 肝臓専門医療機関指定コード
 - オ その他知事が必要と認める事項
 - (2) 知事は、医療機関リストを東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課(以下

「疾病対策課」という。)のホームページに掲載するものとする。

(3) 知事は、第3(4)に規定する届出があったとき又は第3(6)による指定の取消しを行ったときは、(2)のホームページの掲載内容を更新するものとする。

(肝臓専門医療機関の定期報告)

- 第5 知事は、肝臓専門医療機関に関する情報を整備するため、次に定めるところにより肝臓専門医療機関の管理者から報告を求めるものとする。
- (1)知事は、毎年、当該年の10月1日現在の肝臓専門医療機関に関する情報 について報告を求めるものとする。
- (2) 知事は、「東京都肝臓専門医療機関定期調査報告書」(別記第6-1号様式 又は第6-2号様式)を肝臓専門医療機関の管理者に送付し、報告を求め るものとする。
- (3) 知事は、(2)の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、 当該肝臓専門医療機関の管理者に対し、第3(4)又は第3(5)に規定する手続きをするよう求めるものとする。

附則

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月21日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。